

(議長)

日程第29、発議第12号、令和3年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。本案については、議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長及び監査委員をのぞく、10名の議員を委員として構成する令和3年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和3年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、本案については、議長及び監査委員をのぞく、10名の議員を委員として構成する令和3年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和3年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任することに決定いたしました。